平成２３年（フ）第７８６号
愛知県津島市宇治町字茶ノ里187番地１
債務者　下村　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１３号
愛知県北名古屋市九之坪天神16番地
債務者　柴田　真彦
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２０号
名古屋市西区比良２丁目34番地　ベルフォーレ202号、住民票上の住所名古屋市西区上小田井２丁目286番地　ハイツメイセイ102号
債務者　椎木　　寛
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９３６号
愛知県東海市名和町口平地19番地の２　イノセントコート101号
債務者　清水　澄子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８０号
名古屋市緑区鳴海町字早稲屋39番地の14　鳴海マンション202号
債務者　中村工業こと　中村　伸二
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００９号
愛知県豊明市前後町鎗ケ名1830番地１　ライオンズフィールド202号
債務者　小島　幸男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９９号
名古屋市緑区大高町字己新田163番地　メロウハウスＢ101号
債務者　朝倉　裕明
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６号
愛知県稲沢市大塚北１丁目48番地　メゾン・ド・フォーレ大塚203
債務者　浅野　有香
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５９号
香川県高松市松福町１丁目12番16アーバンハイツ101号
債務者　十川三惠子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２４号
香川県高松市塩江町安原下第２号1386番地２
債務者　藤澤　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１３４号
香川県高松市木太町3173番地13
債務者　片山　恭子（旧姓南・澤原）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４５号
香川県高松市太田下町2757番地３
債務者　石川　良子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７２号
香川県東かがわ市落合601番地
債務者　江本　祐子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９７号
大分県別府市照波園町10番12号
債務者　山崎　勝美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２号
仙台市宮城野区宮千代３丁目５番地の11　みやぎのハイツ201
債務者　日野　美子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
宮城県岩沼市早股字西砂押39―５、住民票上の住所宮城県名取市本郷字焼野92番地の６
債務者　高橋　伸二
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
仙台市若林区かすみ町33番７号、申立時の住所仙台市若林区中倉１丁目16番１―902号
債務者　高橋　康夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係